

7 まとめ

1) 各医薬品の販売方法

| 区分 | 情報提供 | 書面保存 | 相談応需 | 対応者 | 陳列 | 対面販売 | 特定販売 |
|------------|-----------------|--------------|------|------------|------------------------|------|------|
| 要指導 医薬品 | 義務 (書面か電磁) | 義務 (2年) | 義務 | 薬剤師 | 消費者が触れられない陳列方法 | ○ | ○* |
| 薬局製剤 | 義務 (書面か電磁) | 義務 (2年) | 義務 | 薬剤師 | 原則、調剤室内 | ○ | ○ |
| 第一類 医薬品 | 義務 (書面か電磁) | 義務 (2年) | 義務 | 薬剤師 | 消費者が触れられない陳列方法 | ○ | ○ |
| 第二類 医薬品 | 努力義務 (書面か電磁) | 努力義務 (2年) | 義務 | 薬剤師又は登録販売者 | 使用禁忌等の注意が必要なものは第一類に準じる | ○ | ○ |
| 第三類 医薬品 | 義務なし | 努力義務 (2年) | 義務 | 薬剤師又は登録販売者 | 指定なし | ○ | ○ |

※特定要指導医薬品を除く

Exercise 19 () に当てはまる語句を答えよ。

- ・特定販売を行うためには、その者との間の通信手段等、その他必要事項を記載した書類を提出し(①)の許可を受けなければならない。
- ・特定販売を行う場合、当該(②)及び(③)に貯蔵している一般用医薬品(薬局においては薬局製剤も可)を販売すること。
- ・要指導医薬品は、特定販売することが(④)。

解答は、巻末解答ページをCHECK!

MEMO